

平成 18 年 2 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 18 年 2 月 17 日（金）午前 9 時 30 分

2 出席委員

齋藤 道子 委員長
船山 道敏 委員
出光 ケイ 委員
田中 茂 委員（教育長）

3 欠席委員

奥寺 康彦 委員

4 出席説明員

管理部長	小林 繁
管理部副部長（総務課長）	飯田 憲司
管理部参事（学校管理課長）	高田 利男
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部総合高校担当課長	井上 昭
生涯学習部長	三塚 勉
生涯学習部副部長（生涯学習課長）	芦澤 雄一
生涯学習部参事（美術館開設準備室長）	原田 光
生涯学習部学校教育課長	外川 昌宏
生涯学習部学校保健課長	田嶋 敏彦
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	五ノ井文男
自然・人文博物館長	林 公義
中央図書館長	濱田 祐治
総合体育会館長	永塚 高行

5 傍聴人

なし

6 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に出光委員を指名した

教育長報告

平成 18 年 2 月 1 日臨時会から本日までの所管事項についてご報告いたします。
市議会関係につきましては特にございません。

教育委員会に関する会議、行事等ではありますが、

2 月 3 日、文化財専門審議会が開催されました。市指定天然記念物に関する審議のほか、3 件の報告がありました。また、会議に引き続き、指定候補史跡などの現地視察が行われました。

2 月 5 日、神奈川県体育指導委員大会が文化会館で開催されました。体育指導委員の表彰式、奥寺委員の講演、奥寺委員と出光委員との対談など、約 1,000 人の参加者のもと盛会に行われました。

2 月 7 日、日産科学振興財団「理科・環境教育助成」研究発表会が、日産自動車追浜工場で開催されました。前年度に同財団からの助成を受け研究を進めてきた追浜中学校の「新素材を利用したモーター模型の制作」の研究発表が行われました。本年度は、小学校 4 校、中学校 3 校が助成を受けました。これらの学校は、財団からの助成を活用し、理科学習、環境学習の向上を目指して研究を進めてまいります。

2 月 8 日、横須賀市学校保健大会がヴェルクよこすかで開催されました。学校医等 2 名の特別功労者と小・中学生から出品された健康に関する調査研究作品 3 作品の表彰及び喫煙・飲酒・薬物乱用をテーマに、子どもたちの健康問題についてのシンポジウムを行いました。

同じく 2 月 8 日、e - ネットキャラバン講演会が、総務大臣政務官の古屋範子衆議院議員を来賓に迎え、市役所正庁で開催されました。e - ネットキャラバンは、総務省・文部科学省・各種団体の協力のもと、主に保護者及び教職員向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行う講演などを行うもので、当日は、本市各学校の情報教育担当教員と保護者を対象にした講演会を実施しました。

2 月 10 日、県・市町村教育長会議が横浜市の県自治会館で開催されました。平成 18 年度神奈川県の一般会計予算の内、教育関係予算について説明がありました。また、登下校時の安全確保、不審者侵入対策など、児童・生徒の安全確保にかかる取り組みなどについて、意見交換が行われました。

2 月 11 日、スポーツ栄光章表彰式がベイサイドポケットで開催されました。

この賞は、平成 17 年中に全国大会等で活躍した方々を表彰するもので、本年度は 32 団体と個人 170 人が表彰されました。

2 月 14 日、本年度第 7 回目となる横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会が開催されました。

以上で報告を終わります。

報告に対する質問はなく、次の日程に進む。

日程第 1

議案第 2 号 「平成 17 年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について」

委員長 議題とすることを宣言

説 明

(総務課長)

議案第 2 号「平成 17 年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案について」ご説明いたします。

今回補正する事案としましては、まず職員の給与費であります。議案 5 頁の 11 款、1 項、2 目・事務局費から 12 頁の 9 項、1 目・保健体育総務費までの 14 目にわたって補正し、職員の給与費を合計で 4 千 620 万円減額しようとするものです。補正する理由としましては、人事院勧告に準じた給与改定の実施に伴い、所要額を補正するものと、平成 17 年 4 月 1 日以降の職員構成の変動に伴う増減、途中退職者の増加による退職手当の増額、扶養手当・通勤手当等の変動による増減などにより、各費目の給与費の整理補正を行うものです。それぞれの目ごとの給与費の増減額につきましては、記載のとおりであります。

次に給与費以外の補正についてご説明いたします。先に歳出からご説明します。5 頁をご覧ください。2 款、1 項、11 目・交通安全推進費の補正につきましては、交通遺児対策事業費について 20 万 4 千円増額しようとするものです。これは、個人や団体からの指定寄附を、交通遺児奨学基金に積み立てるものです。11 款、1 項、2 目・事務局費につきましては、国際教育推進基金への積立金の 2 万円を、利子収入の減に伴い減額しようとするものです。

7・8 頁をお開きください。2 項、3 目・学校建設費の補正につきましては、校舎耐震補強事業において入札差金が生じたため、2 億 2 千 563 万円を減額しようとするものです。3 項、1 目・学校管理費の補正につきましては、学校運営費中の光熱水費等の使用見込みを精査し、需用費、役務費を合計で 2 千万円減

額しようとするものであり、2目・教育振興費は、中学校の学習用コンピュータ整備の際の、リース契約にかかる入札差金が生じたため4千100万円を減額しようとするものであります。3目・学校建設費の補正につきましては、校舎耐震補強事業および学校空調設備整備事業において入札差金が生じたため、合わせて4千939万5千円を減額しようとするものです。11款、4項、3目・学校管理費の補正につきましては、市立横須賀総合高等学校建設事業における入札差金7千600万円を減額しようとするものです。

9・10頁をお開きください。11款、8項、10目・美術館開設準備事業費の補正につきましては、美術館における情報システム設計構築コンサル委託料を、構築スケジュールの変更に伴い4千55万5千円を減額するものと、美術品21点について美術品等取得基金から買い戻すための購入費1億円を増額しようとするものなどを合わせまして5千940万6千円を増額しようとするものです。今回購入しようとする美術品の具体的な内容につきましては、最終頁の議案説明資料「平成17年度補正予算購入美術品一覧」をご覧ください。作品は、前田寛治の「麦わら帽の子」など21点であります。

以上で歳出にかかるご説明を終わります。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

1・2頁にお戻りください。14款、1項、7目・教育使用料の補正ですが、総合体育会館の使用実績が当初の見込みよりも減少したため、3節・体育会館使用料を1千500万円減額しようとするものです。15款、2項、9目・教育費国庫補助金の補正ですが、6節・校舎大規模改造事業費補助を、3千248万9千円減額しようとするものです。これは、補助対象事業である小・中学校の耐震補強事業において、事業費が減額したことにより、規定の補助率（2分の1）に基づく額が減額交付されることによるものです。16款、2項、8目・教育費県補助金の補正ですが、1節学校施設整備費補助を60万円増額しようとするものです。これは、県による補助対象工事が当初よりも拡大したことによるものです。17款、1項、2目・利子及び配当金、5節・交通遺児奨学金基金収入、10節・国際教育推進基金収入、12節美術品等取得基金収入につきましては、各基金収入の今年度にかかる預金利子計6万5千円を減額補正するものです。

3・4頁をお開きください。18款、1項、6目・総務費指定寄附、1節・交通遺児奨学基金指定寄附につきましては、3件の指定寄附がありましたので、21万円を新たに計上するものです。22款、1項、7目・教育債、1節・義務教育施設整備事業費公債の補正につきましては、910万円増額しようとするものです。これは小・中学校の耐震補強事業において、事業費の減額に伴い市債が減額されたものと、児童生徒急増校対策事業において、大塚台小学校のグラウンド整備関連事業で新たに市債を充当するための増額と合わせ910万円の増額をしよ

うとするものです。

次に、13 頁をお開きください。

地方債の補正についてご説明いたします。補正の理由は、歳入予算の市債の補正に伴い、予算で定めた地方債の限度額が変更になるためであります。義務教育施設整備事業費の補正については 910 万円を増額し、限度額を 2 億 5 千 300 万円に変更しようとするものです。

以上で、平成 17 年度一般会計補正予算のうち、教育委員会関係につきましてのご説明を終わります。

この補正予算を平成 18 年第 1 回市議会定例会に提案いたしたく、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(委員長)

補正の理由の一つで、途中退職者の増加がありますが、これは何か特別な理由があったのですか。

(総務課長)

定年退職者の数は事前にわかっておりますので当初予算で措置できます。しかし、途中退職者については当初予算段階で把握することができません。今年度は結果的に途中退職者が予定外に出たため、約 5 千万円の補正が必要であったということです。

(委員長)

「国際教育推進基金」について、具体的な基金の内容や目的を説明してください。

(総務課長)

この基金は平成 16 年度の 3 月に補正予算で設置した基金で、国際理解教育の推進が目的であります。基金の原資は、関東自動車工業という企業からの 1 億 5 千万円の寄付金です。

現在横須賀市は、国の構造改革特区の認定を受けて「国際教育特区」として国際理解教育の推進をすすめております。これには大きな 2 つのステップがありまして、ステップ 1 としては、市立小中学校に外国人の英語科教員を市職員として採用し配置することで、ステップ 2 としては、豊かな国際性や先進的な IT 環境など本市の特性を生かし、国の学習指導要領を超えた教育内容を実践する学校の設立です。現在、この趣旨に賛同していただける学校法人等の誘致を行っているところです。

関東自動車工業には、この本市の国際教育特区の趣旨に賛同していただき、寄付金として1億5千万円をいただきました。しかし、実際の学校法人の誘致については今後の話になりますので、それまでは頂いた寄付金は基金として積み立てておくということです。

(出光委員)

体育会館の使用料が使用頻度の減少に伴い減少したとのことですが、生涯教育を含め盛んにスポーツを増進しようとする流れがある中で、使用料が減少しているのはどういった傾向からなのですか。

また、美術館開設準備事業費につきまして、委託料が約4千万円減額されて、一方で備品購入費がかなり高額になっています。減額の理由と備品購入費の概要について教えてください。また、備品購入についてこれだけ大きな経費がかかるのは19年度の開館前までなのですか、それとも今後何年かはかなりの予算計上があるのですか。

(総合体育会館長)

体育会館に関するご指摘について説明いたします。

体育会館の使用料は毎年減少傾向にありまして、特に温水プールの使用料の減少が目立った傾向にあります。体育会館としても、無料のワンポイントレッスン日を設定したり、こどもの日を無料開放日にするなどの取り組みを行っておりますが、今のところ大きな効果は得られていない状況です。今回の補正予算は、今年度1億8千万円程度の収入を見込んでおりましたが、決算ベースでは到達することができないため、1千5百万円の減額補正をするものです。

(出光委員)

温水プールの利用者はある程度年配の方がメインであると考えていましたが、少子化なども使用料の減少に影響しているのですか。

(総合体育会館長)

利用者の大半は年齢層が高い方々です。全体的に見れば、平成7年から未就学児童を無料にしたことなども多少は影響しているかもしれませんが、少子化の影響はそれほどないと思います。

それよりも、逸見のウェルシティー内にある「すこやかん」の温水プールができたことが大きな要因であると考えます。体育会館が運営する市内の3つのプールの利用者は平均的に減少していますが、利用者の一部が「すこやかん」に移っていったものと考えます。市全体で温水プールが4つあると考えれば、全体的に有効利用されていると思います。

(美術館開設準備室長)

美術館に関するご指摘について説明いたします。

委託料の減少している理由は大きく3点ございます。3点とも美術館で使用

する情報システムの構築に関わるものです。1点目はシステム自体の見直しを行いコストダウンを図ったこと。2点目はコンペを行った結果経費を節減できたこと。3点目は工事と並行して行うシステム配線の敷設等が、工事の進捗状況によって部分的に次年度に繰り越されたことなどが挙げられます。

備品の購入についてですが、これは主に美術品の購入です。基金が購入した美術品を次年度に補正予算で市が買い戻すというかたちで、ここ数年実施してきました。今年度は1億円の補正予算を計上して1億円分の美術品を基金から買い戻します。

なお、美術品購入の今後の予定ですが、美術館は所蔵品の充実を継続的に図っていく必要がありますので、平成19年度の開館以降も継続的に購入して行きたいと考えております。

(教育長)

今朝のテレビで、県の外郭団体の入札に関する報道があり、予定価格に対して90数%という報道がありました。

議案の7・8ページに小学校中学校の耐震補強事業が掲載されていますが、これに係る工事は予定価格に対してどのくらいの入札率なのか、また、県と比べて契約方法等がどのように違うのか教えてください。

(学校管理課長)

入札制度の県の外郭団体との違いは、横須賀市の入札制度は電子入札を採用しておりまして、また指名競争入札ではなく一般競争入札で行っております。従いまして一定の条件さえ整えば、多くの方が入札に参加できる体制になっています。

入札率についてですが、手元に正確な資料がないのですが、平均で約90%程度であると思います。

(管理部長)

入札に関してですが、中学校の耐震工事を例にあげますと、工事は学校別に行われそれぞれ規模も違いますので一概には言えませんが、概ね合計で2億円の予算に対して1億7千万円程度で入札できているので、3千万円程度の不要額が出ております。

また契約制度の関係ですが、以前は本市でも予定価格に限りなく近い価格で入札が行われている実態がありました。しかし、現在は最低制限価格が設けられておりまして、予定価格の85%に設定されています。そうしたことから、90%未満の80%台で入札されることが多いというのが現在の状況です。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第2号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第2

議案第3号 「(仮称)横須賀市美術館新築計画変更の決定について」

委員長 議題とすることを宣言

説明

(美術館開設準備室長)

議案第3号、(仮称)横須賀市美術館新築計画変更の決定についてご説明いたします。

(仮称)横須賀市美術館につきましては、昨年1月の着工以来、鋭意建設を進めているところでございますが、開館に向けて、より良い美術館を目指し、展示や運営について様々な視点から検討を行っております。その結果、今回、何点が計画の変更をいたします。変更概要は記載のとおりでございますが、その内容につきまして、具体的にご説明させていただきます。

説明資料をご用意しておりますので、そちらも合わせてご覧下さい。

変更の1つ目は、地下2階の固定展示ケースの廃止です。議案3枚目の地下2階の平面図をお開き下さい。図面上丸で囲んである場所が変更箇所でございます。変更前では展示室の内側に細長い枠が入っておりますが、これが固定展示ケースです。この展示室については、当初、日本画も展示する予定で固定展示ケースを設けていたものです。しかし、その後の検討で、多目的に使用することもあることを考えると、固定展示ケースを設置すると展示壁面が少なくなり、展示室自体の面積も小さくなってしまふこととから、廃止することといたしました。

ページをおめくり下さい。地下1階は変更がございませんので、そのままおめくりいただき1階平面図をご覧下さい。2箇所変更がございます。まず、2の谷内館の形状変更です。下部の大きい丸で囲んだ部分が谷内館です。谷内館につきましては、展示方法や運営などの検討のなかで、音や映像を活用した展示の方法を考えたらどうかという提案があったこと。もう一つは、谷内作品の人気を考えた場合、相当数の観客が来館し、変更前の形状ではスムーズな動線の確保などが困難になることが予想されたため、これらを検討の結果、展示室の壁を取り払うなどにより展示室を拡大し、また、新たに離れの展示室を設置することといたしました。面積は全体で約60㎡増加いたします。

次に、3の緑化部分の減少ですが、谷内館の周囲は芝生にする計画ですが、今回の形状変更により、芝生にする面積が減少したことによる変更です。

続きまして、4の1階展示室内可動間仕切りの廃止です。図面右手の展示室をご覧下さい。変更前の展示室中ほどにある点線の部分が間仕切りです。この展示室は、当初、作家が創作活動を行うことなどを想定し、小さく仕切るため

に、可動間仕切りを設置しておりました。しかし、間仕切りにより小さな空間を作るよりも、必要に応じて多様な利用方法がとれるオープンスペースのほうが、使いやすくなるため、間仕切りを廃止することといたしました。

続きまして、5の掲示板の廃止と、6の2階廊下壁面の棚の廃止ですが、変更理由は記載のとおり的小変更ですので省略させていただき、7の屋上広場の形状変更を説明いたします。

ページを2ページおめくりいただき屋根伏図をご覧ください。当初、屋上広場は、展望台兼遊歩道としてだけでなく、ワークショップなどの小イベントの開催を想定し、3つの方形の広場を通路で連結する形状をとっていました。しかし、大小様々な規模のイベントへの対応や回遊性を考慮し、広場を連続してひとつの大きな空間を形成する形状に変更しました。また、遊歩道の延長という観点から、ゆるやかな曲線である公園内園路にあわせ、広場の形状も曲線で構成することとしました。この変更により様々な規模のイベントに柔軟に対応可能になったほか、車椅子での利用などにも使いやすくなりました。

この他、電気設備工事、機械設備工事につきまして、記載のとおり谷内館の形状変更に伴う、機器の増設、増強等の変更がございます。

以上、変更内容についてご説明いたしました。経費につきましては、既決予算内で行う計画であります。

最後に、建築工事の進捗状況でございますが、1月末で、約35%の出来高でございます。内訳は、建築工事が約46%、電気設備工事が約1.5%、機械設備工事は約7%となっております。

工期である本年7月14日を目指して鋭意工事を進めているところでございます。竣工後は、乾燥期間をおき、平成19年4月に開館することを予定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

(船山委員)

今回の変更点で最も大きなものは谷内館ですか。

(美術館開設準備室長)

はい。ご指摘のとおりです。

(委員長)

工事の進捗状況が1月末で35%ということですが、概ね当初の計画どおりなのですか。

(美術館開設準備室長)

多少遅れている状況ですが、竣工期限に向けて調整可能な範囲であると聞いています。

(出光委員)

電気や給排水のインフラ的な設備工事は、ある程度まとめて発注するのでしょうか。といいますのは、電気や水道の工事が行われるときは、公道を掘削するので交通規制がかかるというイメージをもっています。建設予定地前の公道の交通規制がかかる時間が長いと、開館する前から近隣住民が悪いイメージをもってしまいます。こういった面について何か配慮はあるのでしょうか。

(美術館開設準備室長)

市が実施する他の公共工事と同様に、工事をする曜日や時間帯の配慮などについて、可能な限り配慮しながら施行していく予定です。

(出光委員)

車を運転する立場から言わせていただきますと、交通規制をかける場合には事前のインフォメーションも大切だと思います。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第3号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第3

議案第4号 「平成18年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案の提出について」

委員長 議題とすることを宣言

説明

(総務課長)

議案第4号 平成18年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案についてご説明いたします。

お手元に「平成18年度一般会計予算(案)」と「平成18年度の主要事業の概要」をお配りしてありますので、歳入につきましては「予算(案)」により、歳出は膨大な内容となっておりますので、これを詳細にご説明いたしますと大変時間がかかりますので、本日は「主要事業の概要」によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。

平成 18 年度横須賀市教育委員会関係予算「主要事業の概要」1 頁をご覧ください。教育委員会が所管する予算は、教育費 168 億 6 千 3 万 8 千円と、総務費の交通遺児対策事業費 420 万 5 千円で、総額は、168 億 6 千 424 万 3 千円となります。前年度当初予算 168 億 5 千 727 万円と比較して、697 万 3 千円の増額で、率にして 0.04%の増となります。

1. 学校施設の整備・補修ですが、

(1)市立横須賀総合高等学校建設事業は、18・19 の 2 か年継続事業でグラウンド整備工事を行います。18 年度は、陸上競技場、アーチェリー場等の整備と、クラブハウス等の設計を行います。

(2)学校建設事業では、夏季期間中の学習活動を支援するため、小学校 3 校と中学校 5 校の普通教室等に空調設備を整備します。耐震補強事業につきましては、工事を小学校 6 校（田浦小、平作小、公郷小、城北小、粟田小、武山小）、中学校 2 校（常葉中、衣笠中）で実施します。また、耐震補強設計を小学校 15 校、中学校 8 校について行い、これにより校舎の耐震改修を 19 年度までに終了させたいと考えております。児童生徒急増校対策事業は、浦賀中学校の生徒急増に対応するため、新校舎の建設、職員室の増築等を行います。学校統合整備事業は、桜台・坂本中学校の統合に向けて、隣接し合う両校の校舎を利用するため、渡り廊下等の建設工事を行います。その他、各学校の施設補修のために営繕工事を実施します。

2. 学校教育ですが、

(1) 地域力や学校間の連携を活用した魅力ある学校づくりは、学校と保護者、地域の方々が相互に協力し、魅力ある学校づくりをめざしていく支援を行うものです。学校いきいき事業は、具体的には地域力を活用した教育の充実や安全対策、さらには小中学校の連携や学校評価の推進に向け支援してまいります。小中連携を推進するための小学校への非常勤講師の配置は、小学校と中学校の指導の違いや環境の違いによる不安から学力低下や不登校を招くという「中一ギャップ」を生じさせないことを目的とするものです。このために、小中学校が共通の教育観を持って継続的・系統的な指導にあたれるよう研究調査できる時間を教員が確保するため、小学校に非常勤講師を 5 名配置します。幼小連携推進事業は、幼稚園教育の充実を図るとともに、幼稚園と小学校の接続を円滑にするために、私立幼稚園も対象に入れた幼稚園と小学校の合同研修会を開催し、幼稚園と小学校の指導の継続性を図ってまいります。

2 頁をお開きください。(2)学力向上の支援であります。学力低下に対する懸念が広がり、全国規模で学力向上のための取り組みがなされようとする中、本市においても学力の向上は重要な課題であると考えています。このためにま

ず学力向上支援事業では、本市の子どもたちの学力の実態を捉えるために、小学校 3,900 人、中学校 3,600 人を対象に学力調査を行い、今後の指導の工夫改善に活かしてまいります。また、多様な授業形態に対応するための「教科用指導書購入委託」を実施します。加えて、授業力向上支援相談員派遣事業では、教員の指導力の向上をねらい、初任者を中心に経験 5 年以内の教員を支援するため、教科指導、学級経営等の助言を行う専門の相談員を配置します。また、授業力向上のための研修も実施してまいります。

(3)指導力判定会の設置は、教員の指導力の向上を目的とした指導力判定会を設置するものです。

(4)学校評議員制運営事業は、各学校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べ、助言を行うための学校評議員を設置するための経費です。

(5)外国人教員・講師を活用した英語や国際教育の指導は、児童生徒の外国語コミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図るために、外部人材を積極的に活用していくものです。小学校では、国際理解に関する学習の一環として、専任の外国人講師を派遣し、児童が外国語に触れたり外国の生活や文化に慣れ親しむ機会を作ります。中学校では、「横須賀市国際教育特区」の事業として、英語を母語とする人（ネイティブ・スピーカー）の正規教員を 3 名から 4 名に増員し、中学校の国際理解教育や外国語教育の推進を図ります。あわせて、外国人講師を英語授業の助手として派遣し、実践的コミュニケーション能力を育成します。総合高校では、語学指導等を行う外国人青年招致事業「JETプログラム」による外国語指導助手を配置します。

(7)特別支援教育推進事業は、障害のある児童生徒の自立や社会参加のため、教育、福祉、医療、労働等の各機関が連携して、子ども達のライフサイクルに応じた相談支援体制を整備します。

(8)障害児童生徒介助員配置事業は、通常学級、特殊学級に通う障害のある児童生徒が、安全で充実した学校生活を送れるよう、介助員を配置し、場面に応じた適切な支援を行います。

3 頁をご覧ください。(15)高等学校国際交流支援事業は、総合高校の生徒 2 名を 1 年間の長期留学に派遣し、また、エラノラ高校からは生徒 4 名を 3 か月間、教師 2 名を 2 か月間受入れし、国際交流を図ります。

3. 児童生徒に関する教育委員会主催行事ですが、

(1)から(6)までの芸術鑑賞会、発表会、スクールデジタルコンテストなど、子ども達の豊かなところをはぐくむ行事を開催します。

4. 不登校対策・研究・研修等の事業ですが、不登校の問題については、不登校訪問相談員、小学校ふれあい相談員の配置や「スペースゆうゆう坂本」の開設など、様々な取り組みによる総合的な不登校対策を推進した結果、増加の

一途をたどってきた不登校に歯止めがかかり、減少化の兆しが見えてきました。今後、更なる不登校者数の減少に向け、全市をあげた総合的な不登校対策を一層推進していきます。

(1)不登校対策事業では、訪問相談員を8名から10名に増やすとともに、事務局において不登校生徒への対応について指導助言できる体制を強化します。適応指導教室「スペースゆうゆう」、「スペースゆうゆう坂本」では、個々の子どもに応じた体験活動、学習支援を行います。

(2)小学校ふれあい相談事業は、小学生の段階から不登校を防ぐため、ふれあい相談員を20名から24名に増員し、相談体制を充実させ、児童の心のケアに努めます。

4頁をお開きください。(3)教育相談事業は、子どもに関する総合相談窓口となる相談室を青少年相談センター内に設置し、専任の相談員が子ども、保護者、教職員からの不登校をはじめとした様々な教育問題への相談業務にあたります。これらの事業を柱に、総合的な不登校対策を推進してまいります。

次に(4)は、学校での人権・同和教育を推進するため、人権教育指導者養成講座の開催や小・中学校へ人権・同和教育研究を委託する経費です。

(5)は、教育課題に関する研究テーマを定め、学校・研究会・個人等に研究を委託し、その研究成果を広く活用する事業です。

(6)から(10)までは、中核市であることを踏まえ、充実した研修を実施し、教職員の専門的資質の向上に努めるための各種事業です。

(11)と(12)は、教育関係資料の収集や教育情報ネットワークの中心となる教育研究所の機能を充実するための事業などです。

(13)IT学習サポート事業は、ITを活用した授業を円滑に進め、継続的な利用により学習効果を高めるために、授業や教材作成へのサポートを目的としたIT学習サポーターを派遣する事業です。

5.学校再編の推進ですが、本市の児童・生徒数は、現在、ピーク時の半数程度にまで減少しています。旧市街地やかつての大規模開発地域に設置されている学校では、児童生徒が減少し、規模が小さくなっている一方で、新たな高層マンションの建設や大規模開発に伴い、児童生徒が急増している地域もあります。このような学校規模の著しい不均衡を解消し、望ましい「適正な規模」での教育環境を保障できるよう、小・中学校の適正規模、適正配置など、通学区域のあり方も含めた検討を今年度から行ってまいります。また、本年4月には陽光小学校と鶴久保小学校を、来年4月には桜台中学校と坂本中学校を統合いたします。この統合までの間、保護者、学校、地域などの学校関係者と継続的に協議・調整を行い、ソフト・ハードの両面から、子どもたちの教育環境の向上を目指してまいります。

具体的な事業として、(1)学校規模適正化事業では、市民や学識経験者も交えた「市立小・中学校適正配置等検討委員会」において、本市における地域性や歴史的な背景、将来的な推計等を十分に考慮した、小・中学校の適正規模、適正配置等に関する提言を受けそれを踏まえた、基本方針を策定いたします。

(2)学校統合推進事業では、桜台中学校と坂本中学校の統合を円滑に推進するため、統合推進協議会において、課題の検討、調整を行います。

6. 学校保健ですが、記載のとおり、学校災害見舞金の支給や、園児・児童・生徒の健康管理、中学校スクールランチなどを実施します。

5頁をご覧ください。

7. 私学の振興、就園・就学の助成ですが、(1)は、市内に開設されている私立高等学校4校の運営に対する補助です。

(2)から(4)は、小学生から高校生まで、所得に応じて経済的な負担を軽減する事業を実施します。

8. 教育委員会事務局ですが、

(1)教育委員会運営経費は、教育委員の報酬や旅費等にかかる経費です。

(2)教育基本計画推進事業は、教育基本計画の見直しの年次にあたるため、市民・学識経験者などで構成する「教育基本計画推進委員会」で検討いただき、計画の見直しを行います。

(3)国際教育推進基金積立金は、国際教育推進基金からの預金利子を、同基金に積立てるものです。

(7)学校用務員グループ制環境整備事業は、学校用務員が相互に協力し、技能を補完しあいながら業務の効率化を図るため、相互応援、協力体制を構築するための経費です。

(8)教職員人事管理関係経費は、教員の欠員補充、休職等に際しての非常勤職員報酬や、給食調理員や用務員の欠員不補充のための非常勤職員報酬・臨時職員賃金です。

9. 生涯学習ですが、

(1)文化財保護事業ですが、文化財の保護・管理・整備、基礎資料作成、周知啓発などを行う事業です。近代化遺産保存活用事業は、浦郷町にある海軍航空技術廠跡の整備をし、説明板を設置するほか、市内の近代化遺産の調査を行います。文化財保護の基礎資料作成では、市制100周年記念事業として、市内に100件ほどあります国・県・市の指定文化財を網羅した冊子を作成いたします。

6頁をご覧ください。(2)成人教育の推進では、市民の学習機会の整備と場の提供を促進します。学校開放事業では、学校施設を地域に開放し、生涯学習の機会を提供し、社会教育の普及と児童生徒の健全育成を図っています。平成18年度は、図書室の開放を4校から6校に増やすとともに、新たに養護学校の体

育館等を開放いたします。旧坂本小学校特別教室棟等運営管理事業は、旧坂本小学校の特別教室棟や体育館などを地域コミュニティ活動及び文化・学習・スポーツ活動に利用できるよう、提供するものです。

(3)生涯学習センター (4)公民館の運営は、系統的・専門的な学習や、実生活に即した各種講座など、さまざまな学習の機会を提供します。

(7)図書館につきましては、現行の図書館システムのリース契約期間が終了するため、次期システムを開発・導入し、利用者の利便を図ります。また、子供の本離れを防止するための子ども読書活動推進事業では、3か月児を対象にしたブックスタート事業、保育園・幼稚園児と小学生を対象とした読書活動推進事業を実施し、子どもたちの本に対する興味をはぐくんでまいります。

7頁をご覧ください。(8)博物館につきましては、自然部門特別展示「エビ類の不思議な世界」や博物館教室、講演会などを開催します。また、引き続き収蔵資料のデジタルデータ化を推進していきます。

(9)美術館の開設準備につきましては、平成19年4月の開館に向けて、開館記念展の準備やパンフレット等の制作、案内サインの整備などを行うとともに、さまざまな広報宣伝活動を行い、市民に愛される美術館、交流人口を呼び込める美術館となるよう努めてまいります。

(10)美術館の建設につきましては、3か年継続事業の最終年度として引き続き建築工事を進め、本年7月竣工、来年4月の開館を目指してまいります。

10. 体育の振興ですが、

(1)社会体育の振興では、学校の体育館等の施設開放、市民スポーツ教室の開催などを通じて市民のスポーツ活動を支援していきます。市民体育大会の開催、全国大会への選手派遣などスポーツ技術の向上を目指します。市民レクリエーション、倉渕地域とのスポーツ交歓会など記載の事業を通じて市民の健康意識の向上を図ります。

(2)体育会館、(3)市営プールは、多くの市民、スポーツサークル、大会などに利用されており、安全かつ快適に利用していただけるように施設の管理運営を行います。なお、これまで市営プールの運営は教育委員会で行ってまいりましたが、運営と管理の一元化を図るため、来年度から財産を所管している土木みどり部へ移管いたします。

以上、教育委員会の主要事業で歳出にかかるもののうちから、主なものをご説明いたしました。

次に歳入のご説明をいたします。

恐れ入りますが、お手元の「平成18年度横須賀市一般会計予算案(教育委員会関係)」の1・2頁をお開きください。

さきほど歳出でご説明をいたしました事業を実施するにあたり、特定財源と

して収入するものなどを、1頁から6頁にわたり記載しています。

その主なものを説明させていただきます。

1頁の14款・1項・7目教育使用料は、「高等学校授業料」や「体育会館使用料」など記載のとおりです。

「高等学校授業料」は全日制の1・2年生が月額9,600円、3年生が9,300円、定時制の1・2年生が2,600円、3・4年生が2,500円で、記載の金額を計上しております。

「体育会館使用料」は、実績に基づき予算額を精査した結果、前年比1千529万7千円の減となっています。

14款・2項・8目・教育手数料のうち、1節「入学検定料」は、全日制が2千200円、定時制が950円で、総合高校の受検者数を見込んで計上しています。

2節「入学金」は、全日制が5千650円、定時制が2千100円で、総合高校の定員分を計上しております。

15款・1項・3目・教育費国庫負担金、1節「学校施設整備事業費国庫負担金」は、生徒急増の浦賀中学校校舎増築建設工事にかかる国庫負担金です。

15款・2項・9目・教育費国庫補助金のうち2節「特殊教育児童生徒就学奨励費補助」から4節「要保護児童生徒医療費補助」までの3つの補助金は、児童生徒の就学などに際して、経済的支援を行なうことを目的とした国の補助金です。

5節「校舎大規模改造事業費補助」は、小学校、中学校とろう学校の耐震補強工事に係る国庫補助金です。

3・4頁をお開きください。

16款・2項・8目・教育費県補助金の1節「スポーツエキスパート活用事業費補助」は、中学校及び高等学校の運動部活動指導者、コーチへの謝礼・報酬等に対する県補助金です。

2節「学校施設整備費補助」は、桜台・坂本両中学校の学校統合に伴う工事と、総合高校のグラウンド整備工事及びクラブハウス等の設計委託に対する補助金です。

16款・3項・6目・教育費委託金、1節「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業委託金」は、不登校児童生徒への訪問相談等の支援事業に係る県からの委託金です。

17款・1項・財産運用収入は、それぞれ記載の基金から生じる預金利子です。

5・6頁をお開き下さい。

18款・1項・2目・総務費指定寄附は、交通遺児奨学金を目的とした寄附金を、交通遺児奨学基金へ積み立てるものです。

18款・1項・5目・教育費指定寄附は、市民からの文化振興を目的とした寄

附金を、財団法人・横須賀市生涯学習財団の基本財産へ積み立てるものです。

19 款の繰入金は、基金の元本を取り崩して事業に使用するためものです。

21 款・5 項・1 目・雑入、15 節の「日本スポーツ振興センター共済掛金収入」は、学校での児童生徒のケガなどに備えるために加入している共済保険の個人負担分です。

17 節の「雑入」は、行政財産目的外使用料、図書館・博物館の複写機使用料などです。

22 款・1 項・7 目・教育債は、小・中・ろう学校の耐震補強工事、浦賀中学校校舎増築、桜台・坂本両中学校の統合に伴う整備工事、総合高校のグラウンド整備工事および美術館建設などのために借り入れる市債です。

以上、平成 18 年度教育委員会関係の歳入歳出予算の主要な部分についてご説明いたしました。この予算を市議会第 1 回定例会に議案として提出いたしたく、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

（船山委員）

主要事業の概要の 1 ページに「学校いきいき事業」とありますが、具体的に事業の内容を説明してください。

（学校教育課長）

「学校いきいき事業」で実施される個別の事業についてご説明いたします。

「地域教育力の活用」は、未来人サポート事業というものがあまして、総合的な学習の時間の中でボランティアの方々に参加していただいているのです。予算はそういった方々への謝礼や実費に充てます。

「地域力を活用した学校安全教育」は、現在子供たちの安全を確保するために、地域の方々が「みまもり隊」等を結成して、通学時等の安全確保のために協力を頂いています。予算は、活動する地域の方に防犯ベストや腕章などのグッズを支給するための費用などに充てます。

「学校教育支援ボランティアの活用」は、現在 3 つの大学の学生に、学生ボランティアとして教員のお手伝いを願っております。予算はこれら学生に交通費等の実費を支給するためのものです。

「小中連携の推進」は、小中学校の連携の一環としてお互いが現場を行き来する際の費用に充てます。

（教育長）

歳入についてですが、国が行っている「三位一体の改革」で国と地方の財源配分が市町村にも影響してくることが予想されます。実際に教育関係の国庫支

出金で影響が出そうなものがありましたら教えてください。

（管理部長）

現時点での方向性としては、学校の施設整備費補助金関係では、国庫補助金が税源移譲というかたちで税にシフトしてくることが予想されます。それから、現在は県が任命権者であり、給与費を国と県の負担で行っている市立小中学校の教職員についても、近い将来は同様に税源移譲されてくると考えています。

（教育長）

歳出についてお聞きします。

まず、19年度をもって市立学校の耐震補強事業が完了するとの説明がありましたが、学校施設及び教育施設はこれですべて耐震工事が完了すると理解してよろしいでしょうか。また残るとすれば何かがあるか教えてください。

不登校対策について、新年度の事業の中で特徴的なものがあればその取り組みと、美術館について、開館に向けて多くの市民に知っていただくための広報宣伝等の取り組みを教えてください。

（学校管理課長）

市立学校の耐震補強事業についてご説明いたします。

基本的に平成19年度ですべて完了する予定ですが、一部の学校の校舎と体育館で補強ができずに検討を要するものがあります。校舎については、諏訪小学校の校舎は耐震改修が技術的に困難であるとの結論が出ています。したがって、部分的に建替えるとか全体を建替えるとかの方法を検討する必要があります。

体育館については、3校を残して既に耐震改修が完了しています。未実施校3校のうち1校は先ほど説明した諏訪小学校で、残りの2校は光洋小学校と走水小学校です。この2校はブルキャストという壁構造で他の学校にくらべて特殊な構造になっています。費用はかなりかかりますが19年度中には完了させる予定です。

結論としては、平成19年度末時点で未実施の学校は諏訪小学校の1校ということになります。

（教育研究所長）

不登校対策事業についてご説明いたします。

不登校対策の18年度の主な取り組みとして、まず1点目として「訪問相談の派遣の拡充」があります。16年度が60家族に対して7割から8割の改善が見ら

れたということで、17年度は相談員をさらに増員をいたしました。現在8名で行っておりますが報告によると大変成果を挙げております。また学校側も大変喜んでいて、その理由は、学校に来ることはできるが教室に入れない子供への対応も行っているからです。この面は今後も拡充する予定でありまして、18年度は訪問相談員を更に2名増やして10名といたします。

もう1点は、不登校対策は教育委員会と学校現場だけでは十分な対応が取れないので、他の団体や関係機関との連携に重点を置いて取り組んでいきたいと考えています。具体的には、既に神奈川県はフリースクールとの連携協議会を立ち上げましたが、今後は本市独自にフリースクール等との連携協議会を立ち上げて、具体的に両方でできるところやお互いの良さを出しながら、不登校対策について連携して取り組んでいきたいと考えています。

大きくはこの2点になります。

(美術館開設準備室長)

美術館の広報宣伝活動についてご説明いたします。

開館前の広報宣伝についてですが、まず1点目として、「美術館マニフェスト」あるいは「美術館アピール」という方法で、美術館が目指している姿や、市民交流の場として何をやるのか等について、わかりやすい言葉で編集作成したものを、多くの方々に配布したいと考えています。

2点目としては、これは竣工後になりますが、館の写真を撮りましてポスターを作成します。これにより開館にむけたアピールを行います。

3点目としては、シンポジウムや講演会を大きな規模で開催し、美術館の活動について、市民や専門家を含めたオープンな議論を行っていきたいと考えています。その他には、市の主催する行事等に参加させていただいて、広報活動を行っていく予定です。

(船山委員)

主要事業の概要の4ページの学校保健の分野に、「園児、児童・生徒健康管理費」が約6千万円で「教職員の健康管理費」が約1千3百万円になっていますが、教職員の健康管理費が少ないように感じます。医師の間でも、体調を崩して長期に休職している教員の方々の話ができることがあります。特に心の病で休まれている方も多いようですので、もう少し予算を充実させても良いのではないのでしょうか。

(教職員課長)

教職員の健康管理費ですが、これは毎年実施している定期健康診断等の予算

です。定期健康診断の受診率は約 50%ですが、残りの方は人間ドックを受診して健康診断に代えていますので、全体としては両方合わせてほぼ 100%の受診率であります。また予算的にも毎年この程度の範囲で対応できています。

（船山委員）

健康診断だけでなく、その後の疾病の治療費等にも予算を充てたほうが良いと思うのですが。

（管理部長）

まず、教育委員会には、事業主として職員の健康管理を行うという責任があります。そういった中で法定の定期健康診断は受診するよう指導しておりまして、実際に 100%の受診率です。それ以外の個別の消化器関係等の診断も本人の希望に応じて実施しております。

委員のご指摘にありましたメンタルヘルスなどは、その相談窓口などは設けておりますが、その後の治療になりますと公費というよりも健康保険の範疇になってきます。また、治療費までは難しいと思いますが教職員の福利厚生の中でも、何か相談窓口的な対応が検討できるのかもしれない。

（出光委員）

現代の社会情勢を受けて、昔に比べると教師や子供たちに対する様々な対策は充実していると思います。しかし、あまり手厚い保護というのは、かえって「たくましい人間力」が醸成されないのではないかと考えたりもします。先ほどの不登校対策事業の説明で、訪問相談員などは成果を上げているようですので、行政の施策が効果的に作用していることを考えると大変喜ばしいことです。いずれは相談員が減っていき最後には必要なくなるころまで行き着けば、それが理想的な姿なのだと思います。

1点質問させていただきます。主要事業の概要 4 ページ（5）に「中学校スクールランチ」とありますが、実際にどういったものなのですか。

（学校保健課長）

もともと中学校では、保護者から学校給食の実施に関する要望がありました。しかし、財政的な理由などから実現できないということで、代わりに業者と契約してパン注文という制度を導入し、生徒が学校でパンを購入できるようにしました。しかし、中学生といえは育ち盛りであり、お弁当をもってこない生徒がパンだけでは不十分であるということから、プラスアルファとして、学校で弁当を注文することができる制度を始めました。これも、パン注

文と同様に業者と契約の上実施しております。

(出光委員)

これも時代的な要請ということになるのでしょうか。

(学校保健課長)

他都市も同じような状況でありまして、一部の都市では給食を始めたところもあるようですが、やはり財政的な理由で多くの都市は給食の実施が困難であるため、パン注文やスクールランチのような方法で対応している都市が多いと聞いています。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第4号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第4

議案第5号 「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等
改正議案の提出について」

委員長 議題とすることを宣言

説明

(総務課長)

議案第5号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等改正議案の提出について」ご説明いたします。

今回の改正でございますが、現在、国が実施している給与構造改革の一環として、国家公務員一般職の職員の給与を定めている法律の中で規定されている、「調整手当」が「地域手当」に改められました。同様に地方公務員の給与について定めている「地方自治法」が改正されたことを受け、横須賀市の職員の給与について定めている給与関係の条例についても、法律の規定に準拠して改正するものでございます。なお、今回の法律の改正を受け、横須賀市の給与に関する条例全般が、同様の内容で改正になりますが、本議案においては、教育委員会に関連する給与関係条例で、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」と「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」の中で規定されている「調整手当」に関する規定を改正するため、2本の条例を議案として提出し一括してご審議いただくものでございます。

それでは、具体的な改正内容をご説明する前に、まず、現行の国と地方の公務員の給与制度についてご説明いたします。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第24条第3項において、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されています。これは、公務員の給与について、国と地方の公務員間や民間等との均衡を図りながら給与を定めていかなければならないということの規定したものでございます。

現行の給与制度では、この原則に則り、国家公務員の給与は、官民給与比較及び生計費等を考慮して人事院勧告として決定され、同種の職務に従事する地方公務員については、これに準じることで国家公務員、地方公務員、民間等の均衡が図れるという考えのもとに行われおります。

この人事院勧告を基準としてある程度全国的に統一した公務員の給与基準は算定されますが、これと合わせて、地域ごとの物価や生計費の格差を是正するために、人事院勧告をもとに決定された公務員の給与俸給に、ある一定の割合の手当を支給する「調整手当」という制度が人事院規則で定められており、地方公務員においてもこれに準じて調整手当に関する基準が条例等で定められています。なお、参考としてその支給率は、物価の高い東京特別区で最高の12%、横須賀市の場合は10%となっております。

今回、法令等の改正で、名称と内容も含めて「調整手当」が「地域手当」に改められることを受けまして、それらに準拠するかたちで横須賀市の給与関係条例で定められている「調整手当」を「地域手当」に改正します。

それでは、「地域手当」への改正に伴う主な変更点についてご説明いたします。議案の5ページをご覧ください。

人事院勧告をもとに決定される現行の公務員の給与俸給水準は、表左下の太い黒線部分で示された水準でございます。現行の「調整手当」は、この俸給水準に対して地域ごとに1%から12%の手当が支給されているわけです。しかし、従前からこの公務員の俸給水準について、全国で一番低い賃金水準とされる「北海道・東北の賃金水準」に比べて高いという批判がありました。表の中で4.8%の格差があると表記されている部分でございます。このことを受け、今まで以上に、民間賃金の地域間格差が適切に反映されるような地域給与制度を導入するため、表の右側にありますように、民間賃金の低い地域を考慮して、公務員の俸給水準を全体として4.8%程度引き下げて、その俸給水準から一定割合の「地域手当」を支給する制度に改めるものでございます。さらに支給率についても、民間賃金が高い地域に3%から最高18%の地域手当を支給するというかたちで改正されます。

具体的には、民間賃金が特に高い東京都特別区について、「給与俸給プラス調整手当 12%」の現行給与水準を維持するために必要な 18%を支給することとし、それを最高に、以下現行調整手当との連続性等を考慮して、「18%、15%、12%、10%、6%及び3%」の6つの区分の地域手当が規定されます。

なお、横須賀市の場合、新たな基準により算出された支給率は6%になりますが、「現行の調整手当の支給率に満たない地域については、当分の間現行の調整手当の支給率を適用する。」という特例により、10%の「地域手当」が支給されることとなります。公務員の給与水準を4.8%度引き下げのための法律の改正は、国家公務員では平成18年4月1日から施行されますが、横須賀市の条例の改正については、平成18年度中のなるべく早い時期に改正を行う予定です。

今回の条例改正については、以上説明させていただきました制度の導入を図る前段として、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」と「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」の2本の条例中に規定されている「調整手当」の字句を「地域手当」に改正するものでございます。

具体的には、議案の3ページ4ページに朱書きで訂正されている箇所でございます。施行期日は、平成18年4月1日です。なお、本条例は、教育委員会議決後、直近の市議会定例会に提出する予定です。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(出光委員)

現行、横須賀市は10%の調整手当が支給されていて、改正後は地域手当が6%になるということですので、実質的に手当の割合が下がるということですか。

(総務課長)

先ほどの説明の中でも申し上げましたが、横須賀市の場合、新たな基準により算出された支給率は6%になりますが、「現行の調整手当の支給率に満たない地域については、当分の間現行の調整手当の支給率を適用する。」という特例があります。したがって10%の「地域手当」が支給されることとなります。

(出光委員)

公務員の給与水準自体は全国的に4.8%下がり、地域手当の支給率はその下がった水準から新たな基準に基づいて支給されるということです。横須賀市は10%の地域手当が支給されますが、ベースとなる給与水準自体が下がりますので給与全体で見れば結果的に下がると思われれます。全国的にみて、地域手当を含め

た給与費は下がる自治体の方が多いのですか。

(総務課長)

この改正の趣旨は、民間賃金の地域差を公務員給与に反映させようとするものです。民間賃金の低い地域に公務員の給与水準を合わせるため全体として給与水準を下げて、そこから地域に応じた割合の地域手当を支給することにより、公務員給与に地域格差をより正確に反映させるものです。正確な数値はわかりませんが、全国的にみて給与が下がる自治体が多いと思われま

(船山委員)

今回の説明を受けてあらためてわかったのですが、北海道、東北地域の民間給与水準はかなり低いですね。都市部に労働人口が集中するのもわかる気がします。

(総務課長)

この地域の民間給与水準まで公務員の給与水準を下げるのが今回の給与制度改革の趣旨の一つです。いままで、公務員の給与は人事院勧告をもとに全国統一的に定められていたため、調整手当を除けば北海道、東北地域の公務員の給与水準は全国の他地域と同じでありました。したがって、同じ地域の民間よりも給与水準が高かったというわけです。

(出光委員)

ちなみに横須賀市の場合、東京都のように民間給与水準に比べて公務員の給与水準が低かったのですか。あるいはその逆で高かったのですか。

(総務課長)

今までの調整手当 10%が、改正後の地域手当は6%が相当であるということです。ですので、民間給与に比べて高かったといえます。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第5号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第5

議案第6号 「市立学校設置条例中改正議案の提出について」

委員長 議題とすることを宣言

説 明

(学校再編担当課長)

議案第 6 号「市立学校設置条例中改正議案の提出について」説明いたします。

この議案は、平成 16 年 10 月の教育委員会定例会におきまして議決いただきました、市立桜台中学校と市立坂本中学校の統合につきまして、市立学校設置条例から市立桜台中学校の項を削除する改正議案を、市議会第 1 回定例会に提出するものであります。

平成 16 年 10 月の教育委員会定例会におきましては、当該議案の審議に先立って、本年 4 月に統合いたします陽光小学校と鶴久保小学校と本議案の桜台中学校と坂本中学校の小学校 1 組・中学校 1 組の統合に関する検討報告書により、「小・中学校統合検討委員会」における検討及び学校関係団体の代表の方の意見の聴取や学校統合プランの説明会等の活動の経過を報告いたしました。

この報告の中で、桜台中学校と坂本中学校の学校統合(案)として、

- (1) 統合の時期は平成 19 年 4 月を目標とする。
- (2) 校舎は、両校の校舎を使用する。
- (3) 統合後の学区は、両校の学区を合わせたものとする。
- (4) 学校名は、桜台中学校が昭和 35 年に坂本中学校から分離新設したという歴史的経過を踏まえ、検討していく。

以上の 4 点を説明いたしました。

この桜台中学校と坂本中学校の学校統合(案)につきましては、桜台中学校と坂本中学校両校の P T A ・教職員・町内会等地域関係者に広く意見・要望等を聞くため事前に説明し、策定したものであります。昨年度以来開催しております統合推進協議会において、円滑な統合に向けての協議をこの学校統合案を基に重ねております。

統合後の学校名の教育委員会内部での検討経過について、お手元の説明資料によりご説明いたします。

説明資料 2 ページをご覧ください。

統合後の学校名につきましては、教育委員会事務局管理部長・生涯学習部長及び事務局内関係課長と統合対象の桜台中学校と坂本中学校及び陽光小学校鶴久保小学校の 4 校の校長によって構成いたします「小・中学校統合検討委員会」におきまして、(1) のスケジュールに記載してありますとおり、平成 17 年 7 月 15 日に開催しました第 1 回目の検討委員会では、「校名の検討方法について」、9 月 6 日の第 2 回目の検討委員会では、「校名(案)の検討」、平成 18 年 1 月 25 日の第 3 回目の検討委員会におきまして、統合に関する諸課題と共に慎重に検討してまいりました。

(2)のこれまでの教育委員会の説明についてであります。平成 16 年 6 月から 10 月にかけて開催いたしました説明会におきましては、さきほども申し上げました「学校統合(案)」として、「学校名は、桜台中学校が昭和 35 年に坂本中学校から分離新設したという歴史的経過を踏まえ、検討していく。」と説明して参りました。また、以前の桜小の校名決定の際の地域に校名決定を委ねた結果、意見がまとまらなかった経緯から、今回の統合校の校名は教育委員会が責任を持って検討し決定することといたしました。

(3)の校名案の検討でございます。

この「小・中学校統合検討委員会」におきましては、校名は、学校関係者にとって、また、地域にとってどういうものなのか、校名決定に関するルールが必要であるかどうかについて議論し、【案 1 新しい校名にした場合】、【案 2 桜台中学校とした場合】、【案 3 坂本中学校とした場合】のそれぞれメリットとデメリットに関する委員の意見を求め検討を重ねてまいりました。それぞれの案に対する主な意見は 3 ページ上段に記載のとおりです。検討の結果、「小・中学校統合検討委員会」としては、坂本中学校から分離した桜台中学校が母体校に戻るといった過去の歴史を踏まえること、学校の所在地が坂本町にあることから、統合後の校名案は坂本中学校といたしました。両校の歴史、生徒数の推移は 1 ページのとおりですので、後ほどご覧ください。

3 ページをご覧ください。

(4)校名案「坂本中学校」に対する意見でございます。

この統合校名案につきましては、「桜台中学校・坂本中学校統合推進協議会」において意見を伺うとともに、両校の保護者への配布及び該当地域で回覧されます「統合推進協議会ニュース」と教育委員会のホームページを通じまして広く意見募集を行い検討委員会での参考とすることといたしました。統合推進協議会の委員の主な意見は 3 ページ下段のとおりでございます。

4 ページをご覧ください。

意見募集の結果、校名(案)に対する地域・保護者からの意見は 12 件寄せられました。「坂本地域の学校名としてふさわしい」や「分かれた学校が元に戻るの元校名に戻るのが自然である」などの坂本中学校という校名に賛成の意見が 7 件、また、「対等な統合ではなく、一方への吸収となってしまうので公平な合併のために新校名が良い」や「統合後の生徒たちのリスクを考慮して欲しい」などの反対意見が 4 件、その他の意見が 1 件であります。これらの意見を踏まえ、「小・中学校統合検討委員会」におきまして校名について再度検討した結果、当初の校名案のとおり坂本中学校がふさわしいとの結論になったものであります。

4 の配慮事項といたしましては、生徒・保護者・地域・教職員の方々に対し

ましては、今回の統合が「吸収合併」ではなく「対等な統合」であることを意識できるよう、次の事項を行うことといたします。

- ・統合校をどのような学校にするのかというビジョンを両校の生徒・保護者・地域に示し、特に保護者・地域から支持されております特殊学級と普通級の交流などは統合後もその特色を生かしてまいります。

- ・統合までの間に、両校生徒の交流を十分に行ってまいります。

- ・スクールカウンセラーなどの相談体制を生徒・保護者に十分に周知しておく
また、引き続き使用いたします桜台中学校の校舎を「桜台校舎」として名称を残す。であります。

1 ページにお戻りください。以上のことから 1 統合校の校名(案)は「横須賀市立坂本中学校」といたしました。

2 校名(案)選定の理由は、近年の両校の生徒数の減に伴い、両校を統合することとなったため、昭和 35 年に坂本中学校から分離した桜台中学校が母校に戻るという過去の歴史を踏まえることといたしました。

改正内容についてご説明いたします。議案の 3 ページをご覧ください。別表 2 の中ほどにございます「桜台中学校」の項目を削除するものであります。附則といたしまして、平成 19 年 4 月 1 日からの施行と定めております。

なお、市議会における本議案の議決を受けました後に、「横須賀市立小学校及び中学校の通学区域について」従前の市立桜台中学校の学区を市立坂本中学校に統合する改正をお願いする予定であります。

よろしくご審議お願いいたします。

(委員長)

統合後の学校名についてですが、19 年 4 月から統合するにあたり、現在の桜台中学校の生徒は学校名についてこだわりはあるのですか。むしろ生徒たちよりも地域や保護者の方にこだわりがあるのでしょうか。

重視しなければいけないのは、学校名が変わることに対する生徒の保護やケアであると考えます。この点についての状況と具体的な対応があれば教えてください。

(学校再編担当課長)

学校名に対するこだわりは、生徒たちよりも桜台中の学区である、東逸見町、西逸見町、吉倉町の地域の方々は、学校が 30 年間あったわけですので、学校名に対する思い入れがあるとも思います。しかし、様々な意見を頂きましたが、強硬な反対意見と言えるものはありませんでした。これは、統合に向けた様々な話し合いの中で、行政の意向を理解していただけた結果だと考えています。

また、生徒へのケアについてですが、現在、統合に向けて両校による様々な取り組みが始まっております。具体的には合同の学校行事や部活動の交流など、統合を前向きに受け止められるような取り組みと指導を行っています。統合に向けて若干不安な気持ちはあるかもしれませんが、特に学校名については今のところ生徒たちからの意見等はありません。

(出光委員)

私は学校統合の経験がありませんが、子供たちにはネガティブに考えるのではなく前向きに捉えていってほしいと思います。統合により生徒が増えればそれだけ友人や仲間が増えるわけですので、その分交流や楽しみも増えると思います。また生徒が増えれば学校自体も活気付くでしょうし、プラスの面は多々考えられます。是非生徒さんたちにもこういった面を伝えていただきまして、前向きな統合にしていっていただきたいと思います。学校名も大切ですが、それ以上に統合後の学校の中身が重要であると思います。充実した統合に向けて更なる取り組みをしていただくとともに、今後も統合に関する新たな情報がありましたら、是非お聞かせいただきたいと思います。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第6号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 その他報告事項を聴取することを宣言

報告事項 ・学校施設におけるアスベスト含有分析調査結果について

報告

(学校管理課長)

学校施設におけるアスベスト含有分析調査の結果について報告いたします。

昨年10月の定例会で、X線回折による分析調査を行い含有が判明した吹き付け材をすべて除去したこと、また、より安全を期すため分散染色法による第2次分析調査を行いますとの報告をさせていただきました。

この第2次分析調査は、資料1ページの分散染色法により第1次分析調査と同じ場所の吹き付け材を、のX線回折と分散染色により第1次分析調査で対象外であった、天井裏などの囲い込みが施されている部分の吹き付け材を対象といたしました。

結果は、すべてについてアスベストが含有されていませんでした。

なお、学校施設でアスベストの含有の可能性のある建築材料としては、「成形

板」があります。たとえば化粧スレート板、サイディングなどです。また一般的には、住宅の屋根に使われているコロニアルなどが成形板といわれているものです。この成形板は通常の使用ではアスベストの飛散の恐れがないことから、すぐに除去しなければならないものではありませんが、改修工事を行う際には、積極的に除去・改修していく予定です。

2 ページ以降に参考資料を添付いたしました。

別紙 1 は分析調査の内容等を表にしたものです。別紙 2 の 1 は調査の総括表、2 と 3 は第 1 次分析調査で判明したアスベスト含有の内容と除去工事の内容です。別紙 3 は学校別の調査結果一覧表です。

以上で、報告を終わります。

(船山委員)

10 月の定例会でもアスベストに関する報告がありましたが、その際廃棄処分の方法について、埋め立てで処分していると伺いましたが問題はないのでしょうか。

(学校管理課長)

埋め立てる場合は、袋に二重に梱包して専門業者が処理をしております。また、定められた場所に捨てたことを証明するマニフェストの写しを提出する義務もありますので、問題はありません。

(船山委員)

10 月のときに、建築物以外に学校給食の備品にも使われていると説明がありましたが、それらの処分は完了したのですか。

(学校保健課長)

学校給食用の回転釜の断熱材、熱風消毒保管庫及び焼き物機の一部にアスベストが使われていました。回転釜については、全 267 台中アスベスト入りの断熱材が使われていた 207 台について断熱材の取替え作業が完了しました。熱風消毒保管庫は全 96 台中 2 台に、焼き物機は全 50 台中 6 台にアスベストが使われていることが判明しましたが、これについても早急に取り替える予定で準備を進めています。

他に質問はなく、日程は終了した。

7 閉会及び散会の日時

平成 18 年 2 月 17 日（金） 午前 11 時 30 分

横須賀市教育委員会
委員長 齋藤道子

会議録署名人